

事務所だより8月

2022(R4)

Vo.149

I テレワーク・ワンストップ・サポート事業設置へ

厚生労働省は、テレワークに関する労務管理とICT（情報通信技術）の双方においてワンストップで相談できる窓口をテレワーク相談センターに設置し、テレワークに関して総合的な支援を行うことになりました。

◆テレワーク・ワンストップ・サポート事業の概要

「他社の導入事例を知りたい。」「セキュリティの注意点はあるか？」など、テレワークの導入・実施時の労務管理、ICTに関する課題は様々です。これらの課題について、テレワーク相談センターでは、面談はもちろん、電話やメールでも無料で相談を受け付けています。この際にコンサルティングが必要な場合には、専門知識を有するテレワークマネージャーが紹介されます。テレワークマネージャーは企業からの要望に応じて具体的な導入支援を行うコンサルティングを3回まで無料で実施します。①テレワーク導入時の就業規則に関して②テレワーク時の労働時間管理に関して③テレワークに適したシステムやICT機器に関して④テレワーク実施時の情報セキュリティに関して⑤その他テレワークにおける労務管理やICT活用に関して等の課題に対して、課題確認と解決策の検討、準備のための措置制度とシステム設計、継続・発展に向けての課題と対策の検討までをアドバイスします。

テレワーク相談センター

Tel:0120-861009 Mail:sodan@japan-telework.or.jp

HP:https://www.tw-sodan.jp/

II 75歳以上保険料、金融所得も勘案へ

経済財政運営と改革の基本方針「骨太の方針」の原案に、75歳以上の後期高齢者において金融所得を勘案した上で健康保険料の支払額を決めるという新たな方針を盛り込んでいることがわかりました。

◆後期高齢者の健康保険料改定への背景

岸田政権での「骨太の方針」の原案は、「新しい資本主義」の実現に向け、「成長と分配をともに高める」として、人への投資のほか、科学技術・イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーションなどへの投資の5つを柱として掲げています。中でも、社会保障については、75歳以上の後期高齢者において、これまでの、年金収入だけではなく、株式の売却益や配当収入などの金融所得も含めた上で保険料を見積もることを想定しています。「給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という社会保障の構造を見直す」と強調し、現状負担の大きい現役世代の負担を減らし、収入のある高齢者へ相当な負担を求めていきます。また、これには、これからの社会保障制度の持続力を高めていきたいというねらいもあります。今後、厚生労働省が具体的な制度設計を進めていく方針です。



連載コラムNo. 21

「賃金」についての基礎知識

従業員にとって、働いて得られる「賃金」が自分や家族の生活を支えています。今回は、「賃金」についての基礎知識をご紹介します。

◆知っておきたい、「賃金」の基礎知識

①通貨で②全額③毎月1回以上④一定の期日に⑤直接労働者に支払う というのが労働基準法第24条に規定されている「賃金支払いの5原則」です。賃金形態には①月給制②日給月給制③日給制④年俸制⑤出来高払制の5つがあります。この中で、会社にマッチしたものを採用し、就業規則等に定めておきます。続いて最低賃金についてです。最低賃金法により会社が従業員に支払う最低賃金を国が決めています。最低賃金は地域によって決められ、毎年10月頃に見直されるため、管轄労働局のホームページなどで確認しておきましょう。先に述べた通り、賃金形態には5つありますが、最低賃金は時間額で定められていますので、どの給与形態をとっていても時間額に直すと最低賃金額を超えるようにする必要があります。また、労働基準法には給与明細については明記されていませんが、所得税法で「給与明細は交付しなければならない」としています。給与明細は会社の義務として発行しましょう。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

